

環境厚生委員会資料

健康福祉部
令和5年9月27日・28日

■条例案 1件

第110号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例
(薬事衛生課) … 1

■一般事件案 2件

第113号議案 隠岐広域連合規約の一部の変更について
(健康福祉総務課) … 2

承認第5号議案 専決処分事件の報告及び承認について [関係分]
《令和5年度島根県一般会計補正予算(第3号)》
(健康福祉総務課) … 3

■予算案 4件

第91号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算(第5号) [関係分]
(健康福祉総務課) … 6

第95号議案 令和5年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター
診療所特別会計補正予算(第1号)
(健康福祉総務課) … 6

第96号議案 令和5年度島根県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(健康福祉総務課) … 6

第97号議案 令和5年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計
補正予算(第1号)
(健康福祉総務課) … 6

■報告事項 8件

1 新型コロナウイルス感染症の状況等について
(感染症対策室) … 10

2 新型コロナウイルス感染症に対する今後の医療提供体制等について
(感染症対策室) … 17

3 国民健康保険料の滞納等の状況について
(健康推進課) … 20

4 介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について
(高齢者福祉課) … 21

- 5 島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する
基本的な計画の策定について
(青少年家庭課) …22
- 6 島根県自死対策総合計画の策定について
(障がい福祉課) …24
- 7 島根県アルコール健康障がい対策推進計画(案)について
(障がい福祉課) …29
- 8 島根県動物愛護管理推進計画の一部改定について
(薬事衛生課) …30

【別冊資料】

- 資料1 島根県自死対策総合計画(案)
- 資料2 島根県アルコール健康障がい対策推進計画(第2期)(案)
- 資料3 島根県動物愛護管理推進計画(案)

旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

1. 提案理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、条例で規定する県が徴収する手数料等について改正を行う必要があるため。

[事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継について]

旅館業法の改正前は、営業者が旅館業を譲渡する場合において、譲渡人が営業の廃止を届け出るとともに、譲受人が新たに旅館業について知事（保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ。）の許可を受ける必要があった。

旅館業法の改正後は、営業者が旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が連名で申請をし、その譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継することとされた。

2. 条例の概要

(1) 旅館業の譲渡及び譲受けの承認に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けようとする者	申請1件につき 7,400円

[参考]

旅館業の許可 申請1件につき 22,100円
旅館業の合併若しくは分割又は相続の承認 申請1件につき 7,400円

(2) 引用する条項の整理

3. 施行期日

改正法の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日

〔改正法 公布日：令和5年6月14日
施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日〕

隠岐広域連合規約の一部の変更について

1. 議会の議決を必要とする理由

隠岐広域連合は、規約の変更にあたり、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11に基づき構成団体の議会の議決を経た上で、総務大臣に申請し許可を受ける必要がある。

2. 変更の理由及び内容

(1) 処理する事務の変更

- フェリー「しらしま」の後継船に関する処理事務を行うための変更（第4条第14号）

変 更 前	変 更 後
隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船の設置、管理及び運営に関する事務	隠岐航路フェリー_____及び超高速船の設置、管理及び運営に関する事務

- 隠岐の島町に所在する診療所事業の実施に伴う処理事務の追加（第4条第16号）

変 更 前	変 更 後
(新設)	隠岐の島町に所在する診療所の設置、管理及び運営に関する事務

(2) 負担割合の変更（別表関係）

- フェリー「しらしま」の後継船建造事業等を実施するに当たり区分及び構成割合を見直し

	変 更 前	変 更 後
区 分	超高速船事業費	フェリー及び超高速船事業費
負 担 割 合	関係町村 10 分の 10	関係町村 10 分の 10
構 成 割 合	平等割 100 分の <u>8.57</u> 人口割 100 分の <u>91.43</u> (平成 17 年国勢調査)	平等割 100 分の <u>10</u> 人口割 100 分の <u>90</u>

- 診療所事業を実施するに当たりその負担割合を追加

	変 更 前	変 更 後
区 分	(新設)	診療所事業費
負 担 割 合	(新設)	隠岐の島町 10 分の 10

3. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

〔ただし、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、この規約による変更後の第 4 条第 14 号及び第 16 号に規定する事務の準備行為を行う。〕

4. 今後のスケジュール

令和 5 年 10 月 規約の変更に関する協議書の作成・申請（隠岐広域連合→総務省）

令和 6 年 1 月 規約変更の許可（総務省→隠岐広域連合）

令和5年度補正予算(令和5年7月28日専決処分) (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	3,125,988	2,524,861	0	0	3,125,988	2,524,861
地域福祉課	1,169,388	966,349	3,750	1,250	1,173,138	967,599
医療政策課	11,929,408	8,056,591	0	0	11,929,408	8,056,591
健康推進課	21,155,136	19,513,591	0	0	21,155,136	19,513,591
高齢者福祉課	17,040,531	14,587,191	0	0	17,040,531	14,587,191
青少年家庭課	3,216,686	2,154,789	0	0	3,216,686	2,154,789
子ども・子育て支援課	9,561,091	9,241,691	4,500	0	9,565,591	9,241,691
障がい福祉課	11,133,708	9,038,876	0	0	11,133,708	9,038,876
薬事衛生課	1,734,503	398,565	0	0	1,734,503	398,565
感染症対策室	23,188,037	3,807,343	0	0	23,188,037	3,807,343
健康福祉部計	103,254,476	70,289,847	8,250	1,250	103,262,726	70,291,097

■令和5年度補正予算(令和5年7月28日専決処分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳				一般財源	
					国庫	分・負・寄	使・手	県債		その他
健康福祉部		103,254,476	8,250	103,262,726	5,500	0	0	1,500	0	1,250
地域福祉課		1,169,388	3,750	1,173,138	2,500	0	0	0	0	1,250
1	被災者への支援事業費	26,314	3,750	30,064	・災害弔慰金の支給					
子ども子育て支援課		9,561,091	4,500	9,565,591	3,000	0	0	1,500	0	0
1	児童福祉施設等災害復旧事業費	0	4,500	4,500	・児童福祉施設等災害復旧事業					

補正項目

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
1	災害弔慰金の支給	3,750	大雨によりお亡くなりになった県民の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、弔慰金を支給 [支給上限額] 1人あたり500万円 [負担割合] 国1/2・県1/4・市町村1/4	地域福祉課
2	児童福祉施設災害復旧事業	4,500	大雨により被害を受けた保育所の復旧を支援 [対象経費] 施設整備費（工事費、事務費） ※1件あたり40万円以上 [負担割合] 国1/2・県1/4・設置者1/4	子ども・子育て支援課

令和5年度9月補正予算案 (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	3,125,988	2,524,861	23,211	23,211	3,149,199	2,548,072
地域福祉課	1,173,138	967,599	17,955	17,955	1,191,093	985,554
医療政策課	11,929,408	8,056,591	▲ 26,827	▲ 26,827	11,902,581	8,029,764
健康推進課	21,155,136	19,513,591	4,206	4,206	21,159,342	19,517,797
高齢者福祉課	17,040,531	14,587,191	17,021	17,021	17,057,552	14,604,212
青少年家庭課	3,216,686	2,154,789	▲ 1,737	▲ 1,737	3,214,949	2,153,052
子ども・子育て支援課	9,565,591	9,241,691	4,596	▲ 4,424	9,570,187	9,237,267
障がい福祉課	11,133,708	9,038,876	▲ 10,232	▲ 10,232	11,123,476	9,028,644
薬事衛生課	1,734,503	398,565	▲ 14,557	▲ 14,557	1,719,946	384,008
感染症対策室	23,313,314	3,932,620	2,164,519	2,159,081	25,477,833	6,091,701
健康福祉部計	103,388,003	70,416,374	2,178,155	2,163,697	105,566,158	72,580,071

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	321,156	0	▲ 45,656	0	275,500	0
島根県国民健康保険特別会計	61,648,099	0	1,083,143	0	62,731,242	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	334,643	0	111,470	0	446,113	0

■令和5年度9月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					一般財源
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	
健康福祉部		103,388,003	2,178,155	105,566,158	0	9,020	0	0	5,438	2,163,697
健康福祉総務課		3,125,988	23,211	3,149,199	0	0	0	0	0	23,211
1 一般職給与費		2,169,946	23,211	2,193,157	・一般職員 294人→305人					
地域福祉課		1,173,138	17,955	1,191,093	0	0	0	0	0	17,955
1 一般職給与費		154,512	17,955	172,467	・一般職員 23人→23人					
医療政策課		11,929,408	▲ 26,827	11,902,581	0	0	0	0	0	▲ 26,827
1 県立病院管理事業費		4,996,433	▲ 17,286	4,979,147	・県立病院一般会計繰出金					
2 一般職給与費		273,069	▲ 9,541	263,528	・一般職員 32人→32人					
健康推進課		21,155,136	4,206	21,159,342	0	0	0	0	0	4,206
1 国民健康保険支援事業費		5,481,371	▲ 2,214	5,479,157	・国民健康保険特別会計繰出金					
2 一般職給与費		179,891	6,420	186,311	・一般職員 26人→27人					
高齢者福祉課		17,040,531	17,021	17,057,552	0	0	0	0	0	17,021
1 一般職給与費		183,747	17,021	200,768	・一般職員 27人→30人					
青少年家庭課		3,216,686	▲ 1,737	3,214,949	0	0	0	0	0	▲ 1,737
1 一般職給与費		915,739	▲ 1,737	914,002	・一般職員 130人→131人					
子ども・子育て支援課		9,565,591	4,596	9,570,187	0	9,020	0	0	0	▲ 4,424
1 結婚支援事業費		162,489	9,020	171,509	・結婚機運醸成事業					
2 一般職給与費		123,974	▲ 4,424	119,550	・一般職員 18人→17人					
障がい福祉課		11,133,708	▲ 10,232	11,123,476	0	0	0	0	0	▲ 10,232
1 一般職給与費		256,060	▲ 10,232	245,828	・一般職員 34人→34人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
薬事衛生課		1,734,503	▲ 14,557	1,719,946	0	0	0	0	0	▲ 14,557
1	一般職給与費	203,990	▲ 14,557	189,433	・一般職員 29人→27人					
感染症対策室		23,313,314	2,164,519	25,477,833	0	0	0	0	5,438	2,159,081
1	国庫支出金返還金	221,800	2,162,021	2,383,821	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	196,105	2,498	198,603	・一般職員 30人→31人					

令和5年度9月補正予算案 会計別事業別一覧(特別会計)

会計名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計		321,156	▲ 45,656	275,500	▲ 24,481	0	0	0	▲ 21,175	0
1	予備費	93,010	▲ 21,175	71,835	・予備費					
2	一般職給与費	126,018	▲ 24,481	101,537	・一般職員 12人 → 10人					
島根県国民健康保険特別会計		61,648,099	1,083,143	62,731,242	0	0	0	0	1,083,143	0
1	国民健康保険財政調整基金事業費	44	273,924	273,968	・国民健康保険財政調整基金事業費					
2	予備費	0	811,433	811,433	・予備費					
3	一般職給与費	37,819	▲ 2,214	35,605	・一般職員 4人 → 4人					
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計		334,643	111,470	446,113	0	0	0	0	111,470	0
1	予備費	0	111,470	111,470	・予備費					

【9月補正（健康福祉部所管分）】

主 な 補 正 項 目

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
1	結婚支援事業	9,020	企業からの寄付金を活用し、若い世代の結婚に対する機運を醸成するためのイベントを実施	子ども・子育て支援課

新型コロナウイルス感染症の状況等について

1. 新型コロナウイルス感染症の発生状況等（8月14日～9月17日）

圏域		松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐	合計	患者 実数
定点医療機関数（か所）		11	3	9	3	5	5	2	38	
定点あたり 患者数（人）	8/14～8/20	18.00	22.67	19.33	17.00	26.60	16.60	9.00	19.08	725
	8/21～8/27	14.82	11.00	18.67	7.33	21.20	13.00	11.50	15.26	580
	8/28～9/3	16.64	23.00	18.89	4.67	16.40	9.80	12.00	15.55	591
	9/4～9/10	17.00	19.00	26.89	5.67	31.60	6.60	12.50	18.92	719
	9/11～9/17	13.36	11.00	17.89	7.33	22.60	5.80	7.50	13.68	520

※感染症患者の発生状況
別紙1～5のとおり

2. クラスターの発生状況（8月14日～9月17日）

区分 週別	高齢者 福祉施設	学校 (部活含む)	医療機関	児童 福祉施設	障がい者 福祉施設	社会 福祉施設	計
8/14～	14	0	3	2	1	1	21
8/21～	15	0	4	0	5	0	24
8/28～	15	2	3	2	2	0	24
9/4～	9	20	3	2	2	0	36
9/11～	8	16	2	1	0	0	27
計	61	38	15	7	10	1	132

3. 病床の確保・使用状況（9月18日時点）

入院者数（人）	131
うち重症者数（人）	3
うち中等症者数（人）	20
うち確保病床以外に入院している人数（人）	72
現在の即応病床数（床）	204
確保病床以外の病床を含めた即応病床使用率（%）	47.3%
確保病床数（床）	447
確保病床数に対する病床使用率（%）	13.2%

4. 病院における診療制限等の発生状況（8月14日～9月17日） 各週月曜日時点の状況

5 病院 （内訳）

入院：4 病院、救急車受入：2 病院、手術：1 病院

※複数項目に該当する病院があるため、内訳の合計とは一致しない

5. 消防本部における救急搬送困難事案の発生状況（8月14日～9月17日）

10 件 （週別内訳）

8 / 14～8 / 20 6 件

8 / 21～8 / 27 2 件

8 / 28～9 / 3 1 件

9 / 4～9 / 10 0 件

9 / 11～9 / 17 1 件

6. ワクチンの接種状況

【令和5年5月8日以降の接種実績（9月17日時点）】

	全年齢		高齢者	
	回数	接種率	回数	接種率
島根県	162,061	24.3%	136,932	59.7%
全国	23,554,887	18.7%	20,191,525	56.2%

※対象者は高齢者（65歳以上）、基礎疾患を有する方（5～64歳）、医療従事者等

【参考】令和5年秋開始接種について

- ・ 令和5年9月20日以降、オミクロン株（XBB.1.5）に対応したワクチンの接種を開始
- ・ 各市町村において、集団接種会場や医療機関にて接種を実施

○ 対象者

初回接種を終了した生後6カ月以上のすべての方

○ 使用するワクチン

オミクロン株（XBB.1.5）に対応した1価ワクチン

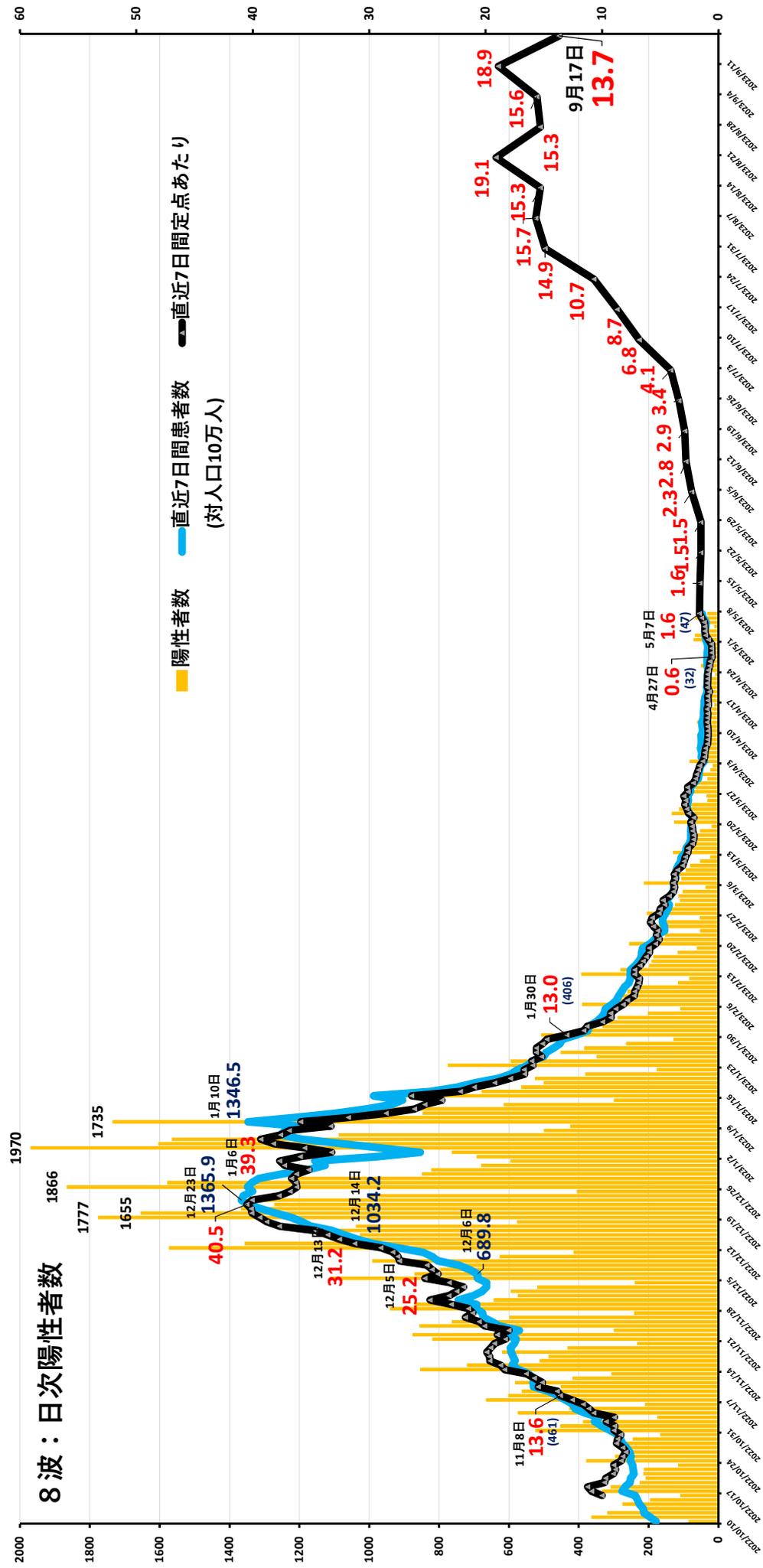
※ファイザー社ワクチン：生後6カ月以上 モデルナ社ワクチン：6歳以上

※武田社ワクチン（ノババックス：12歳以上）の接種も継続

○ 接種時期

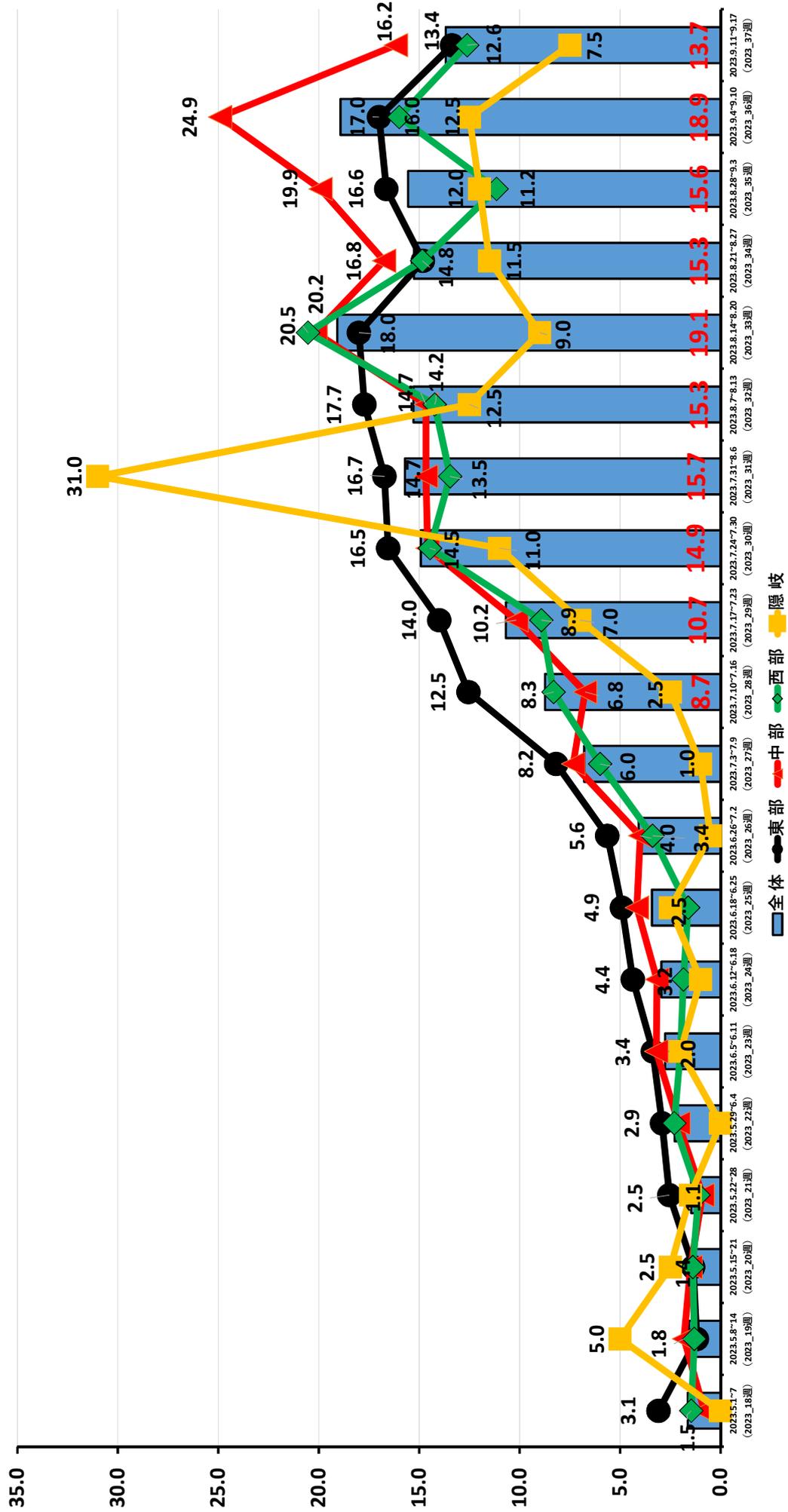
最後に接種を受けた日から3か月以上経過後

県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和4年10月10日以降）



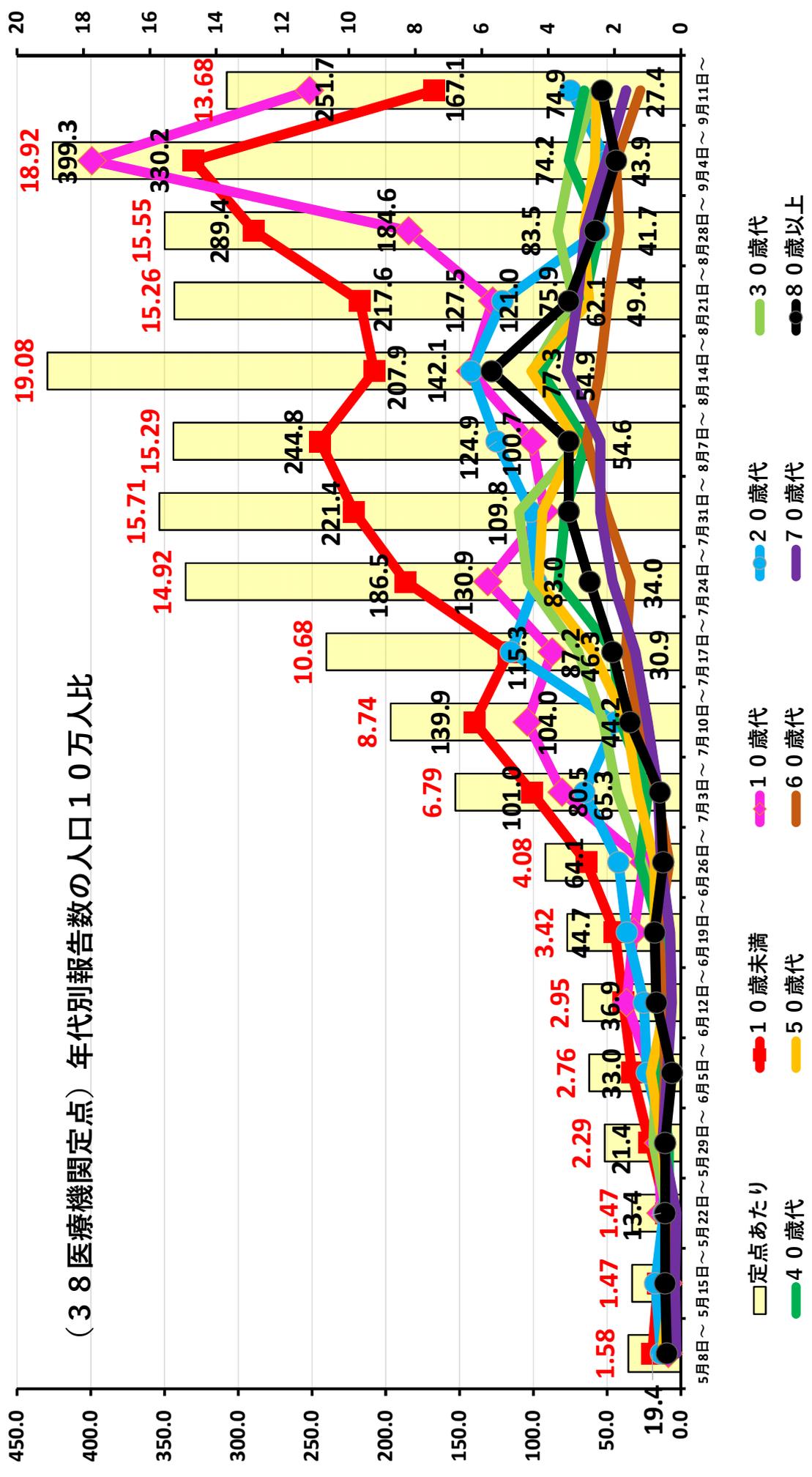
※鳥嶋県感染症対策室資料

県内の新型コロナウイルス感染症定点数推移（地域別）



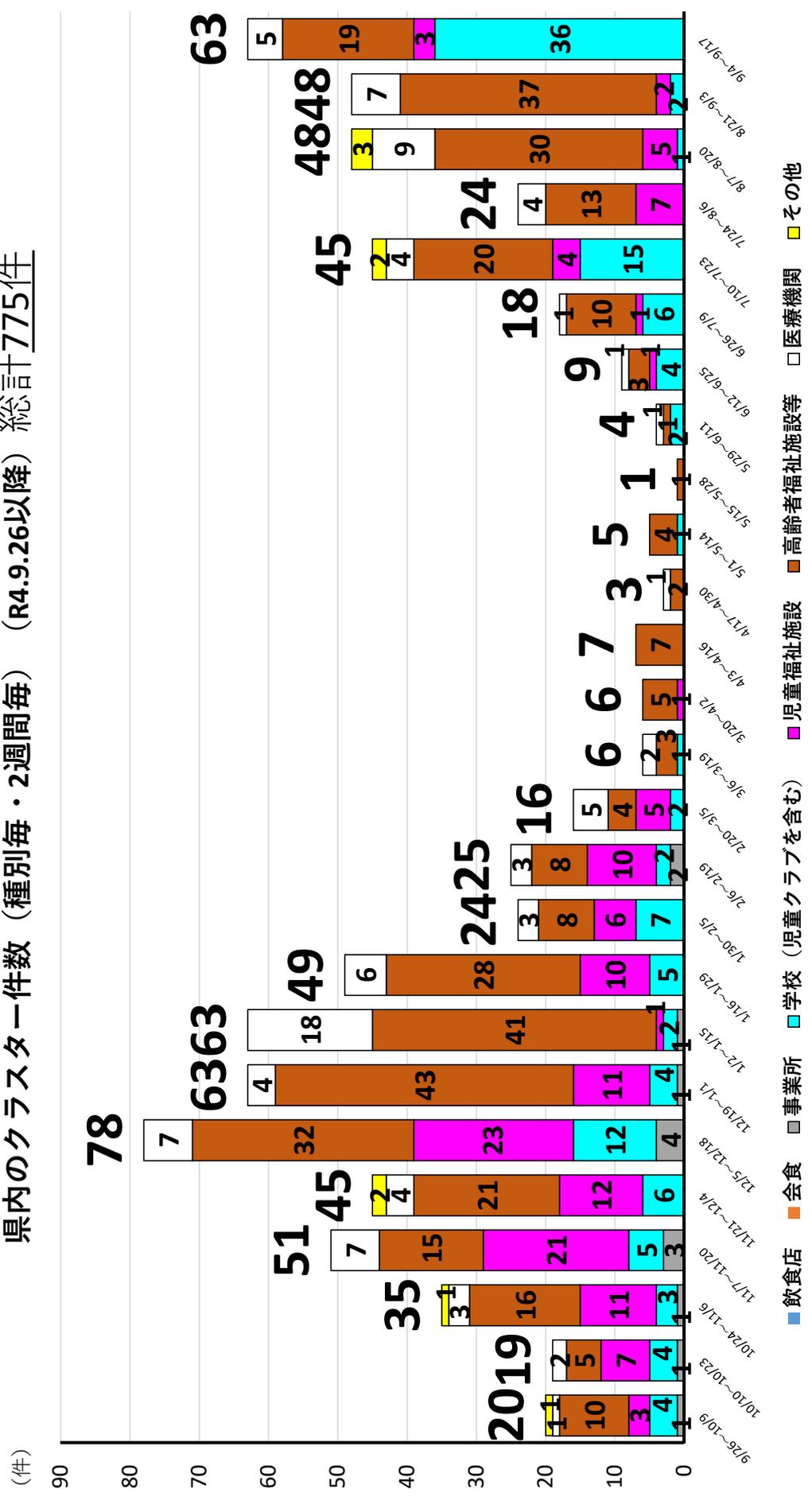
※鳥根県感染症対策室資料

県内の新型コロナウイルス感染症患者発生状況



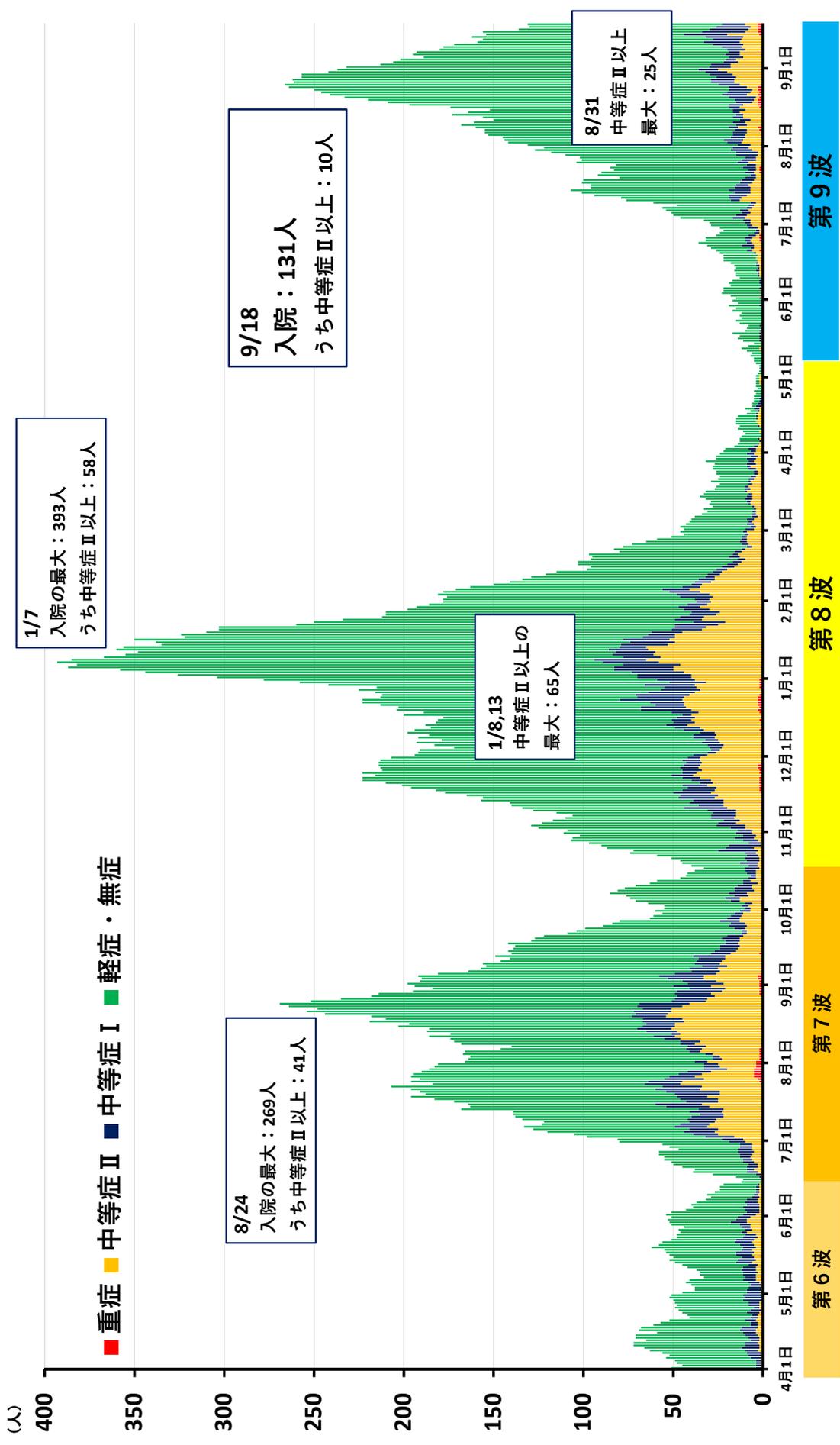
※鳥根県感染症対策室資料

県内のクラスター件数（種別毎・2週間毎）（R4.9.26以降） 総計775件



※島根県感染症対策室資料

県内の新型コロナウイルス感染症入院者数の推移（6－9波）



※島根県感染症対策室資料

新型コロナウイルス感染症に対する今後の医療提供体制等について

1. 医療提供体制の移行に関する国の基本的な考え方

- ・ 幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療提供体制に向けて、着実に移行が進められてきた。
- ・ 今後は、通常医療との公平性も踏まえ、重点的・集中的な支援を通じて、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療提供体制への移行をさらに進める。
- ・ 各都道府県において、令和6年3月末までを対象期間として段階的に移行する。

2. 令和5年10月以降の県の主な対応

(1) 対応方針

今冬に想定される感染拡大においても医療ひっ迫が生じることがないように、市町村、医師会等関係団体と連携のうえ、医療提供体制を確保しつつ、自律的な通常医療への円滑な移行に取り組む

(2) 概要

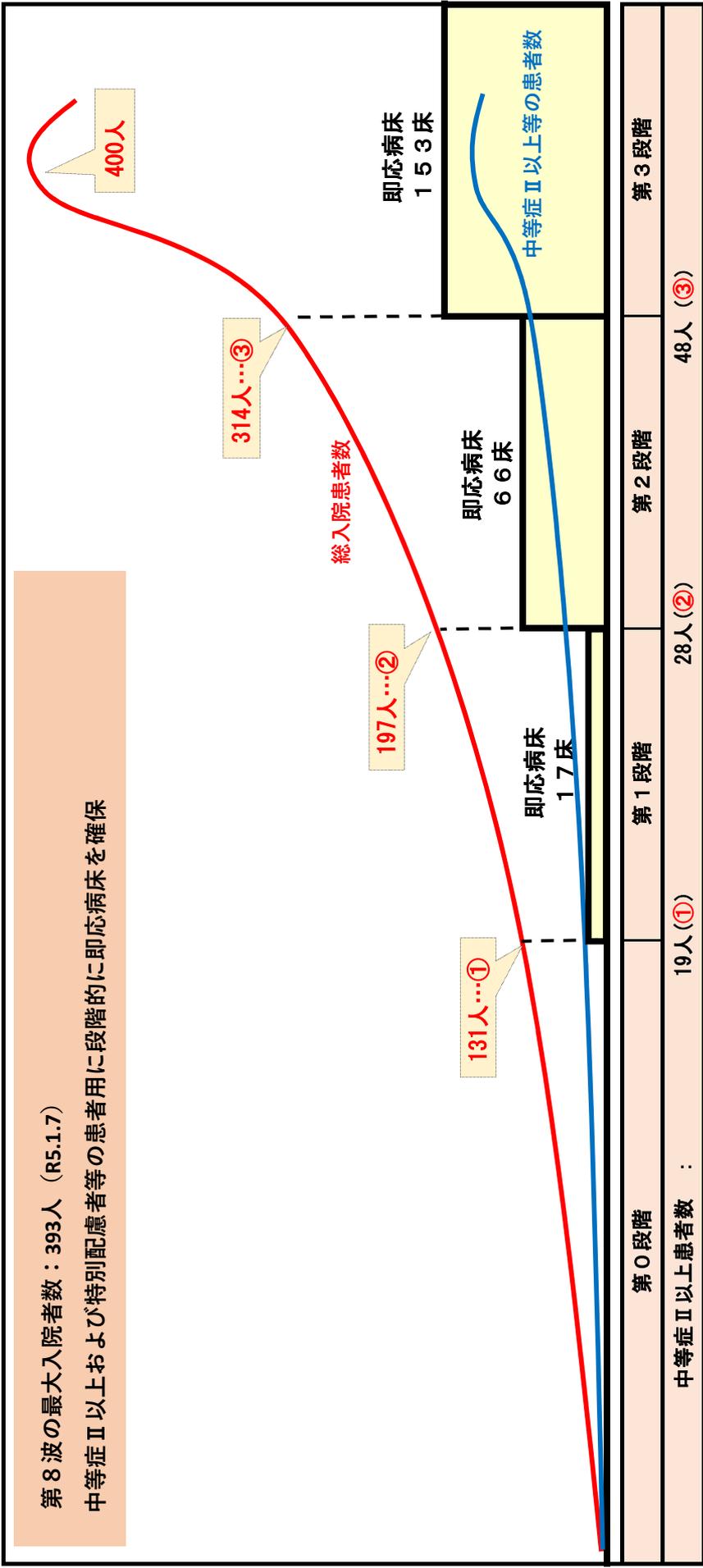
国の考え方に沿って以下のとおり対応

- ・ 外来対応医療機関の指定・公表及び拡充の取組を継続
外来対応医療機関：392か所（9月12日現在）
- ・ 入院医療は病床確保の対象等を縮小のうえ、引き続き、確保病床によらない形での入院受入を進めつつ、医療機関同士で入院調整を実施【別紙1】
- ・ 健康相談コールセンターは、実施体制を縮小したうえで3月末まで継続
9月まで：最大16回線 → 10月以降：最大8回線
- ・ 高齢者施設等に対する行政検査、感染対策、業務継続支援を継続
- ・ 高齢者施設等における施設内療養等への補助は、一部要件や金額を見直した上で継続
- ・ 患者発生状況（定点把握、クラスター発生、入院者数の状況など）、診療制限の状況、救急搬送困難事案の発生状況の把握・公表を継続
（病床確保の対象等を縮小するため、病床使用率の公表は9月末で終了）
- ・ 医療ひっ迫が懸念されるときなどは、注意喚起を発出

3. その他

- ・ コロナ治療薬は、自己負担なしの扱いから一定の自己負担を求め、入院医療費は公費による減額幅を縮小のうえ、3月末まで継続【別紙2】
- ・ 診療報酬上の特例措置については点数を見直し（外来・在宅・入院等）

新型コロナウイルス感染症拡大時における島根県病床確保計画 (中等症Ⅱ以上等の患者用病床の確保)



※特別配慮者等…妊産婦、小児、障がい児者、認知症患者、がん患者、透析患者、透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者

10月以降の新型コロナウイルス医療費公費負担の概要

	9月まで	10月以降
治療薬※	コロナ治療薬の費用は全額公費支援 (外来・入院)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 他の疾病との公平性の観点も踏まえ、自己負担なしの扱いから、一定の自己負担を求めつつ、3月末まで公費支援を継続 ➢ 自己負担の上限額は、医療費の自己負担割合に応じて段階的に設定 1割の方：3,000円 2割の方：6,000円 3割の方：9,000円
入院医療費	高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 他の疾病との公平性の観点も踏まえ、高額療養費制度の自己負担限度額から1万円の減額に見直して、3月末まで公費支援を継続

※対象となる治療薬は、10月以降も引き続き、これまでに特例承認又は緊急承認された経口薬「ラゲブリオ」、**「パキロビッド」**、「ソコバーバ」、点滴薬「ベクレルー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、**「エバシエルド」**、「ロナブリーブ」、「エバシエルド」に限る。

国民健康保険料の滞納等の状況について

市町村名	国保加入世帯、滞納世帯、短期証及び資格証交付の状況 (R5.6.1現在)						コロナ保険料減免 (R5.3.31現在)	
	被保険者数	加入世帯数	うち保険料滞納世帯	滞納割合	短期証交付	資格証交付	令和4年度分	
							減免決定世帯数	減免額(千円)
松江市	31,993	22,346	1,256	5.6%	529	95	140	21,679
浜田市	8,730	6,353	108	1.7%	75	33	3	464
出雲市	28,615	18,963	984	5.2%	329	117	22	3,120
益田市	8,510	5,905	157	2.7%	140	17	1	429
大田市	6,501	4,514	286	6.3%	68	9	5	614
安来市	6,538	4,376	247	5.6%	53	33	2	332
江津市	4,301	3,146	179	5.7%	45	19	1	382
雲南市	6,542	4,504	205	4.6%	10	18	4	670
奥出雲町	2,332	1,581	18	1.1%	1	2	0	0
飯南町	879	610	44	7.2%	14	2	0	0
川本町	578	427	25	5.9%	7	0	0	0
美郷町	830	605	13	2.1%	15	0	0	0
邑南町	2,171	1,501	39	2.6%	22	0	0	0
津和野町	1,486	1,033	30	2.9%	7	0	0	0
吉賀町	1,160	813	43	5.3%	30	0	0	0
海士町	547	408	5	1.2%	0	0	0	0
西ノ島町	684	501	10	2.0%	1	0	0	0
知夫村	205	148	0	0.0%	0	0	0	0
隠岐の島町	2,940	2,155	78	3.6%	9	6	0	0
県計	115,542	79,889	3,727	4.7%	1,355	351	178	27,690

県計 (R4.6.1)	122,393	83,112	4,023	4.8%	1,346	322
(R3.6.1)	127,080	84,878	4,255	5.0%	1,435	323
(R2.6.1)	127,861	84,915	5,496	6.5%	1,479	367
(R1.6.1)	131,127	86,121	6,327	7.3%	1,644	403

令和3年度分	
336	59,424
令和2年度分	
1,036	201,894
令和元年度分	
911	32,183

介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について

	保険料滞納状況			保険料・利用料減免状況				【参考】 コロナ保険料減免関係 令和4年度実績(確定値)	
	第1号被保険者数 (R5.6月末時点)	保険料滞納者数 (R5.6月末時点)	滞納割合 (R5.6月末時点)	令和5年6月末状況(R5.4~R5.6月)		利用料減免 適用者数(人)	減免額(円)	適用者数(人)	減免額(円)
				保険料減免 適用者数(人)	うちコロナ保険料減免関係 適用者数(人)				
松江市	59,475	881	1.48%	4	0	0	0	4	216,300
出雲市	52,162	341	0.65%	1	0	0	0	11	640,787
益田市	17,251	151	0.88%	0	0	0	0	11	722,600
大田市	13,335	165	1.24%	0	0	0	0	2	173,800
安来市	13,641	156	1.14%	0	0	0	0	0	0
津和野町	3,452	41	1.19%	0	0	0	0	0	0
吉賀町	2,592	36	1.39%	0	0	0	0	0	0
邑智郡総合事務組合	7,701	80	1.04%	0	0	0	0	0	0
浜田地区広域行政組合	27,840	201	0.72%	3	0	0	0	1	93,538
雲南広域連合	21,639	248	1.15%	0	0	0	0	6	259,873
隠岐広域連合	8,025	94	1.17%	0	0	0	0	0	0
県計	227,113	2,394	1.05%	8	0	0	0	35	2,106,898

令和4年県計(令和4.6月末)	228,652	2,779	1.22%	13	2	171,000	8	令和3年度納付分 107	7,069,328
令和3年県計(令和3.6月末)	229,270	2,771	1.21%					令和2年度納付分 319	21,711,345
令和2年県計(令和2.6月末)	229,219	3,199	1.40%					令和元年度納付分 294	3,577,249
令和元年県計(令和元.6月末)	229,166	3,526	1.54%					—	—

※被保険者数は、介護保険事業状況報告月報より

※保険料・利用料減免状況 にかかる令和元年から令和3年の数値については、調査実績が無いため空欄

島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する 基本的な計画の策定について

1 計画の位置づけ

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第8条に基づき、都道府県に策定が義務付けられている基本的計画

2 策定の趣旨

法第7条に基づき定められた国の基本的な方針（令和5年3月29日公示）に即し、県が困難な問題を抱える女性への支援の中核的な役割を果たし、市町村・民間団体等と連携して、女性が相談しやすい環境づくり、女性の人権尊重、切れ目ない支援等のための対策を総合的かつ計画的に推進し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる地域社会の実現を目指すもの

3 法に基づく女性支援事業の対象

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は地域生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

4 計画の期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

5 計画の構成（案）

(1) 策定にあたって（計画の趣旨、期間）

(2) 島根県の現状と課題

(3) 基本的な考え方（目指す方向）

○困難な問題を抱える女性一人ひとりの人権が尊重され、女性であるがゆえの生きづらさを抱えない社会

○県や市町村、民間団体等の連携により、早期から切れ目ない多様な支援を包括的に提供するための支援体制強化

○女性が安心して、かつ、自立して暮らせる地域社会の実現

(4) 基本施策

①困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境づくり

②女性の人権が尊重される意識の醸成

③関係機関・民間団体との連携・協働による切れ目ない支援

④男女共同参画社会の実現に向けた取組

6 スケジュール

令和5年	7月	第1回計画策定委員会
	9月	第2回計画策定委員会（計画構成（案）の審議）
	9月	環境厚生委員会に計画構成（案）報告
11月		第3回計画策定委員会（計画素案の審議）
12月		環境厚生委員会に計画素案報告
令和6年	1月	パブリックコメントの実施
	2月	第4回計画策定委員会（計画最終（案）の審議）
	3月	環境厚生委員会に報告
	3月	策定・公表

島根県自死対策総合計画の策定について

1. 計画の概要

(1) 位置付け

- ・自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第1項で策定するものとされている都道府県自殺対策計画

(2) 計画期間

- ・令和5年度～令和9年度（5年間）

2. 主な内容

(1) 数値目標

- ・令和8年（2026年）までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年（2015年）と比べて40%以上減少させ、国と同じ目標値である13.0以下を目指す（平成27年（2015年）22.9 → 令和8年（2026年）までに13.0以下）

(2) 対策の方向性

項目	主な内容
1. 県民一人ひとりの気付きと見守りの促進	自死予防週間と自死対策強化月間の実施、自死等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
2. 調査研究等の推進	自死の実態や自死対策の実施状況等に関する調査研究
3. 人材の確保、養成及び資質の向上	関係機関職員や支援者への研修、ゲートキーパー（自死の危険を示すサインに気付き、適切な対応を図ることができる人）の養成
4. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進	職場・地域・学校における心の健康づくりの推進、大規模災害における被災者の心のケア
5. 適切な精神保健医療福祉サービスの提供	精神科医療機関等のネットワークの構築、精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
6. 社会全体の自死リスクの低下	相談体制の充実、相談窓口情報の周知、インターネット上の対策、介護者・児童虐待・DV・生活困窮者等への支援の充実
7. 自死未遂者の再度の自死企図の防止	救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実、家族等の身近な支援者に対する支援
8. 遺された人への支援の充実	遺族の自助グループ等の運営支援、遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
9. 民間団体との連携の強化	島根いのちの電話に対する支援等、遺族の自助グループとの連携
10. 子ども・若者、高齢者の自死対策	いじめを苦しめた子どもの自死の予防、児童・生徒等への支援の充実、SOSの出し方に関する教育の推進、高齢者への支援の充実
11. 勤務問題による自死対策	長時間労働の是正、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、ハラスメント防止対策
12. 女性の自死対策	妊産婦への支援の充実、女性の雇用・就業支援などコロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
13. 市町村の取組への支援	市町村計画の策定・見直しの支援

3. 素案に対する意見照会（パブリックコメント）

実施期間 令和5年6月15日から令和5年7月14日まで

実施方法 県ホームページ、県政情報センター等での閲覧

ファックス又はメールによる回答

意見への対応 10名から17件の意見があった

4. スケジュール

令和5年9月 第2回 島根県自死総合対策連絡協議会（計画案の審議）

環境厚生委員会に計画案報告

10月 策定・公表

島根県自死対策総合計画（案）に関するパブリックコメントに対する県の考え方

No	ページ	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	p2	第1 5 数値目標 数値目標は、自殺死亡率しか設けていないが、それぞれの取り組みに対して設けた方が良い。	それぞれの取組が、自死対策事業として適切であったか、その「プロセス」を評価し、検証していく必要があります。自死対策のそれぞれの取組に対して、個々の目標すべてを計画に掲載することは難しいですが、評価段階において、各取組が、有効であるか、更に有効な方法はないかなど、検証していくことが必要だと考えております。
2	p4	第1 10 「自殺」と「自死」について 言葉の使い分けを徹底し、周知してほしい。	島根県では、平成25年度から、遺族の方等の心情に配慮し、法律や大綱等の名称、統計用語を除き、「自死」という言葉を用いることにしており、機会をとらえて、この言葉の使い分けについて周知していきます。
3	p5	第2 1 自死の現状（2）自殺死亡率の推移及び全国順位 島根県では男性の自殺死亡率が女性の約2～3倍である要因は何か。また、高い男性の自殺死亡率に対して、特に注意を喚起し、自死対策を推進する必要があると思う。	自死の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると言われていますので、男性の自殺死亡率が女性よりも高い要因等を特定するのは難しい状況にあります。この傾向を踏まえ、様々な社会的要因に対して支援ができるよう、県内の関係団体等と連携をし、総合的に対策を推進することとしています。
4	p9	第2 1 自死の現状（6）圏域別年齢調整自殺死亡率 雲南圏域では男性、女性ともに高いが、その要因は何か。また、特に雲南圏域での自死対策強化が必要と思われる。	各圏域での自殺死亡率が高い要因・低い要因を特定することは難しいですが、圏域や市町村の自死の現状については、対策につなげるため、各圏域や市町村に対し情報提供を行っていきたいと考えております。
5	p11	第2 1 自死の現状（7）圏域別標準化死亡比 雲南圏域の自殺死亡率が高く、出雲圏域の自殺死亡率が低いが、その要因は何か。出雲圏域で低い要因を明らかにし、全県での自殺死亡率の低下に役立てることができないのか。	
6	p12	第2 1 自死の現状（8）原因・動機別の自死の現状 男性の動機として、「不詳」が最も多いが、具体的にはどんな理由があるのか。男性の自殺死亡率が高いこととも関連して、少しでも明らかにする必要があると思われる。	自死の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると言われています。（「経済・生活問題」や「家庭問題」等、他の問題が深刻化の中で、これらと連鎖して、うつ病等の「健康問題」が生ずるなど、様々な要因が連鎖している。） 「不詳」が最も多いことに対しての具体的な理由は不明ですが、誰も自死に追い込まれることがないよう、周りの人の心の不調に気づき、見守り、支え合いができる社会の実現に向けて、取組を進めていきたいと考えております。

ご意見の要旨		ご意見に対する県の考え方	
No	ページ		
7	p14	第2 1 自死の現状 (9) 原因・動機別標準化死亡比男性に比して女性で著しく高い「学校問題」とは、具体的に何か。また、男性では「その他」が多いが、具体的にはどのような理由があるのか。	全国の原因・動機別の自殺死亡率を100としたときの、島根県の人口規模に換算すると、どの程度の状況となるかを示したグラフです。誤差の範囲もあり、「学校問題」と「その他」が統計的に有意に高いとは言えない状況です。
8	p16	第2 2 これまでの取組 どれだけ取り組みが行われ、どのような成果があったかがわからない。	具体的な取組に関しては、16ページに主な取組を掲載しております。 前計画の数値目標については、17ページに記載のとおり令和3年時点では達成しておりますが、引き続き、現状把握を行い、より実行性の高い取組を行っていただきたいと考えております。
9	p18	第2 3 現状のまとめ 島根県の自殺死亡率が上位で推移した要因および、近年、低下してきたのはなぜであるか。その理由、背景をできるだけ明らかにしておく必要があるのではないか。	自死の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると言われていますので、島根県の自殺死亡率について、要因等を特定することは難しい状況にあります。
10	p21	第3 1 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す(2) 自死予防については、一次予防、二次予防、三次予防がある。現状では、起きている自死の危険に介入して自死を防ぐ「二次予防」が主となっているので、教育などにより自死を予防する「一次予防」を学校教育・家庭教育のなかに、取り入れてほしい。	学校教育においては、小学校の体育科、中学校・高等学校の保健体育科の保健教育で、心の健康に関する教育を推進しています。 また、県内全市町村で展開している「親学プログラム」において、保護者が我が子及び他の子どもとの関係性や子育てについて気付きを得る機会を提供するとともに、ワークショップを通して保護者同士のつながりづくりを進めることが自死の予防につながるものと考えており、今後も引き続き取組を推進してまいります。
11	p21	第3 1 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す(2) 「教育的な自死(予防)対策」と「啓発的な自死(防止)対策」の二本立てを行ってほしい。	※「親学プログラム」とは、保護者を対象に、親としての役割や子どものかかわり方の気付きを促すことを目的として島根県が開発した学習プログラム 小学校から高等学校までのすべての校種において、SOSの出し方に関する教育、心の健康を保持するための教育を推進しています。また、アンケート調査を実施するなど児童生徒の状況把握に努め、各校において、スクールカウンセラー等専門スタッフや生徒指導主任等が連携した相談体制を構築し、組織的に対応しています。 長期休業前や長期休業明けの前の時期に、自死予防体制の整備、取組を積極的に実施するよう各市町村や各学校等へ周知・依頼しています。

No	ページ	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方				
12	p22	<p>第3 1 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す（4）</p> <p>ストレスチェック制度は、企業が従業員に十分に説明したうえで施行することが必要と思われる。目的を理解しないままに、精神科受診となり、被害的に捉えている従業員がいる。</p>	<p>ストレスチェック制度は、労働者のストレスの状況を定期的に検査して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減すること等を主な目的としています。また、検査結果を労働者の意に反して事業者に提供すること、検査結果を受けて面接指導を申し出たこと等により不利益な取扱いを行うことは禁止されています。</p> <p>島根労働局及び各労働基準監督署では、こうした制度の主旨を正しく理解いたいただけるよう、事業者等に対して引き続き周知・指導を行ってまいります。</p>				
13	p22	<p>第3 1 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す</p> <p>自死遺族が子どもたちや親、教師に対して、自死対策について、話をする機会を持つことで、自死を予防することができるとはなないか。（例えば、学校の講演会や授業、PTA総会などでの講演会、自死遺族主催イベントへの参加など）</p>	<p>自死予防教育の実施にあたっては、児童生徒の発達段階に応じて下地づくりの教育やそれに先立つ校内の環境づくりなど入念な準備が必要となります。また、プログラムの実施後にはアンケートをはじめフォローアップとして教師やスクールカウンセラーによる個別面接などを実施するとともに、保護者や地域の専門機関との連携も必要です。</p> <p>引き続き、関係者間で実施の目的等について十分に検討したうえで合意形成を行い、適切な教育内容となるように各学校や市町村教育委員会に働きかけを行ってまいります。</p>				
14	p24	<p>第3 2 自死総合対策のための調査研究等の推進</p> <p>いづただれが「社会的要因も含めて多角的な」自死の実態調査を実施するのか。調査研究の結果はどこで発表されているのか。閲覧できるのか。具体的なホームページ名などを示す方がよいのではないか。</p>	<p>国や関係機関等で実施する調査の状況を確認し、その結果等が自死対策に生かせるように、情報の集約、提供等に努めたいと考えております。</p> <p>第3 2（1）を以下のとおり修正します。</p>				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・実態解明のための調査研究については、<u>社会的要因も含めて多角的に進める必要があります。自死者や遺族のプライバシーに配慮した上で、より実態が把握できるような現状分析について実施可能な方法を検討します。</u> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関等が実施する自死の実態解明のための調査研究については、<u>その結果等が自死対策に生かせるよう、情報の集約、提供等を進めます。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・実態解明のための調査研究については、<u>社会的要因も含めて多角的に進める必要があります。自死者や遺族のプライバシーに配慮した上で、より実態が把握できるような現状分析について実施可能な方法を検討します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関等が実施する自死の実態解明のための調査研究については、<u>その結果等が自死対策に生かせるよう、情報の集約、提供等を進めます。</u> 	
変更前	変更後						
<ul style="list-style-type: none"> ・実態解明のための調査研究については、<u>社会的要因も含めて多角的に進める必要があります。自死者や遺族のプライバシーに配慮した上で、より実態が把握できるような現状分析について実施可能な方法を検討します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関等が実施する自死の実態解明のための調査研究については、<u>その結果等が自死対策に生かせるよう、情報の集約、提供等を進めます。</u> 						

No	ページ	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
15	p28	<p>第3 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する（1）職場におけるパワーハラスメントについて、職場のトップによるものがあり、就労者は何の対策もとれない側面がある。特に事業主に対しての啓発も必要と思われる。また、職場のいじめ・嫌がらせの例も多く、職場のボス格が煽動して、いじめ・嫌がらせを行い、他の従業員もそれに従う傾向があり、単なるパワーハラではない複雑さがある点に注意を喚起する必要がある。</p>	<p>令和4年4月から全面施行された「改正労働施策総合推進法（以下、「改正労働法」という。）」においては、事業主に対し、職場におけるパワーハラスメント防止のための措置を講じることが義務付けられており、島根労働局では、本法の周知・啓発、相談対応及び企業指導を行っています。</p> <p>改正労働法及び指針においては、事業主及び労働者双方に対して、「事業主（法人の場合はその役員）及び労働者は、ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、労働者或いは労働者同士に対する言動に必要な注意を払うこと」という責務が定められています。</p> <p>同僚間もしくは部下から上司への言動についてもいじめ・嫌がらせが発展し、ハラスメントになり得る可能性もあります。</p> <p>島根労働局では、様々な機会を活用し、労使双方に職場におけるハラスメント防止の重要性について周知を図ってまいります。また、いじめ・嫌がらせ及びハラスメントに関する個別相談に対しては、相談者の意向を踏まえながら、行政指導、紛争解決の援助、あっせんもしくは調停等により法の履行確保等事案の解決に努めてまいります。</p>
16	p29	<p>第3 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する（3）学校における心の健康づくりは、生徒を対象とするものであるが、先生もうつ病を病み、希死念慮を訴えることがある。教職員のメンタルヘルスにも注意する必要がある。</p>	<p>セルフケア、ラインケアが出来るよう、ストレスチェック制度を実施したり、メンタルヘルス研修会を開催するとともに、相談しやすい環境整備をするなど、教職員が自死に至らないようメンタルヘルス対策を引き続き推進してまいります。</p>
17	p43	<p>第3 10 子ども・若者、高齢者の自死対策を更に推進する（2）自死者が出た場合の対応に際し、自死者や遺族の尊厳に留意しながらも、単に隠ぺいするのではなく、適切な説明や、対応について、ある程度ガイドライン化して示す方がよいと思われる。</p>	<p>文部科学省は「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）で、保護者への説明や児童生徒の心のケアを含むクラスでの伝え方などを具体的に示しており、県でも「学校危機管理の手引」を改訂しながら各学校に周知しています。</p> <p>引き続き、教職員一人ひとりが児童生徒の心の危機の叫びを受け止める力を向上させるとともに、学校内外の連携に基づく自死予防のための組織的な体制づくりを推進してまいります。</p>

島根県アルコール健康障がい対策推進計画(案)について

1. 計画の概要

(1) 位置づけ

- ・アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第14条第1項で策定の努力義務が課されている都道府県アルコール健康障害対策推進計画

(2) 改定の趣旨

- ・現計画が令和5年度までの計画期間となっており、令和3年3月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）」や本県の状況を踏まえ計画を策定

(3) 計画期間

- ・令和6年度～令和11年度（6年間）

2. 主な内容

(1) 取り組むべき重点課題及び達成目標

- ① 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及と不適切な飲酒を防止する社会づくりを通じて将来にわたるアルコール健康障がいの発生を予防
- ② アルコール健康障がいの当事者やその家族がより円滑に適切な支援に結びつくようにアルコール健康障がいに関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

【主な達成目標】

- ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合（R4：男性17.1%・女性9.5%→R11：検討中）
- ・アルコール健康障がい対策連絡協議会を定期的に開催し、関係機関で連携した対策の推進

(2) 基本的施策

項目	主な内容
1. 教育の振興等	学校・家庭における啓発、職場教育の推進、 <u>女性・若年層・高齢者等の対象者に応じた正しい知識の普及・啓発</u>
2. 不適切な飲酒を防止する社会環境の整備	20歳未満の者の不適切な飲酒を誘発しない適切な広告・表示・販売、20歳未満の者への酒類提供の禁止、少年補導の強化
3. 健康診断及び保健指導	医療機関への受診勧奨など早期介入の推進、職域における対応の促進
4. 医療の充実等	<u>一般診療科と精神科医療機関、専門医療機関、相談拠点等の関係機関の連携体制の確保、医療の質の向上</u>
5. 飲酒運転等をした者に対する指導等	飲酒運転をした者や暴力・虐待・自死未遂等をした者のうちアルコール依存症等が疑われる場合の指導・支援等
6. 相談支援等	地域における相談支援体制の充実、 <u>医療機関・自助グループ等との連携</u>
7. 社会復帰の支援	就労及び復職の支援、アルコール依存症からの回復支援
8. 民間団体の活動に対する支援	自助グループ及び民間団体と連携した普及啓発、活動に対する支援
9. 人材の育成	アルコール健康障がい対策及びアルコール関連問題の対応に必要な人材の育成、青少年の規範意識の醸成
10. 調査研究の推進等	治療拠点機関における専門治療プログラムの実施

3. スケジュール

- 令和5年9月 第1回島根県アルコール健康障がい対策連絡協議会（計画素案の審議）
環境厚生委員会に報告
- 令和5年11月 パブリックコメントの実施
- 令和6年1月 第2回島根県アルコール健康障がい対策連絡協議会（計画案の審議）
3月 環境厚生委員会に報告
策定・公表

島根県動物愛護管理推進計画の一部改定について

1. 経緯等

動物の愛護及び管理に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定している「島根県動物愛護管理推進計画」について、計画期間延長等の一部改定を実施する。

2. 改定（案）の概要

(1) 計画期間の延長

- ・国の基本指針の見直しが予定されている令和7年度まで、計画期間を延長

(2) 目標数値の見直し

- ・目標数値を「令和7年度の犬猫の引取数を290頭以下」に見直し

(3) 重点事項の追加

- ・「多頭飼育崩壊の未然防止と関係機関との連携強化」を追加

(4) その他現状に合わせた修正等

- ・現計画の統計データやグラフを最新の数値等に修正

3. パブリックコメント募集の結果と対応

令和5年7月14日から8月14日までパブリックコメントの募集を行い、実施結果は以下のとおり。

提出意見数：2件（うち、1件は知事への提案箱）

	項目	意見の要旨	県の対応・考え方
1	その他	野良猫の避妊去勢手術の助成金を補助している自治体もあるが、島根県でも実施してもらいたい。	地域猫活動事業により一部の飼い主のいない猫については、県が無償で避妊去勢手術を実施しているが、意見は今後の施策の参考とする。
2	その他	獣医師と連携し、野良猫の避妊去勢手術の補助金を交付してほしい。	

パブリックコメントの意見は計画の改定箇所にかかわるものでないため、改定案の修正は行わない。ただし、文言の一部修正はあり。

4. 今後の予定

- ・令和5年10月 改定、公表